

「(様式第4号)

## 上田市城南公民館運営審議会 会議概要

1 審議会名	上田市城南公民館運営審議会
2 日時	令和3年10月14日(木) 午前9時52分から午前11時40分まで
3 会場	城南公民館 1階 まちづくり活動拠点会議室
4 出席者	宮下委員、畠山委員、小林委員、高橋委員
5 市側出席者	【事務局】滝澤館長、遠藤次長、滝沢主査、古田主事
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和3年10月14日(木)

### 協議事項等

#### 次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 公民館長あいさつ
- 4 審議
  - (1) 上田市城南公民館運営審議会への諮問事項について  
「コロナ禍における上田市城南公民館事業のあり方」
  - (2) 上田市公民館の施設使用料減免基準に改正について
  - (3) 上田市公民館利用者団体の登録認定基準について
  - (4) その他
- 5 その他
- 6 今後の日程について
  - ・11月27日(土) 午後 第2回城南地区青少年育成市民会議
  - ・12月8日(水) 夜間 城南地区人権を考える集い
- 7 閉会

#### 審議

- (1) 上田市城南公民館運営審議会への諮問事項について

##### 《主な質疑》

- (委員) スケジュールについては、早めに進めた方がよいと思う。感染レベルが下がってもしばらくは終息することはないと思う。学校では感染対策を徹底して進めている。
- (委員) できるだけ早いスケジュールで進めていただきたい。
- (委員) 「コロナ禍における城南公民館の事業のあり方にかかるシート」について、具体的な方策、結論について、市の方針が示されているのであれば、それに従うのか、城南公民館独自で行うのか。
- (事務局) 感染症予防対策、貸館については、県、市の方針に基づいて行っている。残り6項目の事業関係については、方策(案)を検討していきたい。
- (委員) 残り6項目の事業関係については、委員でこの場で検討したらどうか。
- (委員) 感染レベル4以下の時は館の方針に沿って事業はできるのか。
- (事務局) ご指摘のとおり。
- (委員) レベル5の時の対応は。
- (事務局) 市主催事業は、全館統一で原則中止または延期としている。

(委員) レベルによって、また、部屋の大きさで人数制限を明確にしておくべき。利用者にも周知してから、活動できるようにしておくべき。

(委員) 分館役員対象の懇親会等できない状況だが、その影響はあるか。

(事務局) 各分館での情報交換ができない。

(委員) こういう方向であれば事業ができるという方針を市から示してもらい、活動できるようにしてもらいたい。

(委員) 人権同和教育について、全体で行うことができない場合は、ZOOMなどで行う方法もある。情報担当課が中心となり、全公民館の講演会等の収録したものを見れるようにできないか。

(委員) コロナ禍で高齢者などが家にいる時間が多いので、紙ベースで配布することも一つの方策ではないか。

(委員) UCVで録画したものを視聴する方法もあるのでは。

(事務局) 著作権の関係もあるので、慎重に進めなくてはならない事項である。

(委員) 文化祭・発表会に関して、今までのように大勢でできるのか。

(事務局) コロナ禍での発表会は控室が密になるなど開催は難しい。利用登録団体へ参加の有無のアンケートをとったが、団体からは開催については無理ではないかとの回答が多く、今年度は中止した。運動会については、学校とは違い分散しての開催は、社会体育の性質上無理であるとの結論で、今年度も中止とした。

(委員) 中止が2年続くと、再開するには労苦がいる。

(委員) 活動再開については、医療従事者、学校関係者等諸々考慮に入れながらやっていく必要があるのではないか。

(事務局) 事務局から示した、スケジュール(案)については再度検討します。

## (2) 上田市公民館の施設使用料減免基準の改正について

### 《主な質疑》

(委員) 資料「公民館施設利用許可事務マニュアル改正(案)」中、4ページ、2-(3)婦人会、老人会の表記について検討してほしい。

(事務局) 女性団体、高齢者団体等の表記について検討する。

(委員) 同資料中、4ページ、2-(1)公共団体(国、県、上田市以外の市町村は除く。)について、減免対象団体ではないので有料という解釈でよいのか。

(事務局) 確認します。

## (3) 上田市公民館利用者団体の登録認定基準について

### 《主な質疑》

(委員) 資料「上田市公民館利用者団体の登録認定基準(案)」、2(5)中、1年間は有料扱いということか。

(事務局) 元々地域で活動している団体であれば社会教育団体と認定して無料ということになるが、共通の趣味の集まりだけでは有料である。

(委員) 減免申請書の会員構成欄に、男女の記載があるが必要か。

(事務局) その団体に新規に参加希望がある場合、男性の中に女性が一人、または、女性の中に男性が一人という状況の場合、せっかく参加したのに継続できないといったケースもあるので、事前に男女数をお知らせすることによって判断できる場合もある。

(委員) 同登録認定基準(案)表中、会費等の非自主的な運営欄に3点あるが、一つでも該当すれば「非」になるのか。

(事務局) 確認します。

(4) その他

- ・上田創造館から、城南公民館運営審議会委員から一名上田創造館運営委員会に選出していただきたい旨、依頼があった。→宮下会長選出。(全員賛同)